

松本市公告第157号

松本市有林 J-クレジット共同創出事業を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和8年5月27日

松本市長 臥雲 義尚



1 事業概要

(1) 事業名

松本市有林 J-クレジット共同創出事業

(2) 業務内容

別紙「松本市有林 J-クレジット共同創出事業仕様書」のとおり

2 事業期間

契約締結の日から令和17年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (7) J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請、クレジット認証申請事務、クレジット販売支援等事務を遂行することができる体制を整備しているもしくは、体制を整備できる確実性があること。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和8年6月10日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類(各1部)

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 業務実績書(様式第2号)
- ウ 誓約書(様式第3号)
- エ その他添付書類(詳細は提案説明書4(1)を参照)

6 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和8年6月2日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

所定の書面(様式4)により電子メールにて提出すること。

※提出先メールアドレス: shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和8年6月5日(金) ※予定

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月24日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

- ア 企画提案書鑑(様式第5号) 1部
- イ 企画提案書(様式任意) 社名入り1部(正本)、社名無し10部(副本)
- ウ 上記書類の電子データ(PDF形式)を格納したCD-R等の媒体 1部

8 審査会

本プロポーザル実施及び選定等に関する審議は、次に示す審査会で行います。

(1) 名称

松本市有林J-クレジット共同創出事業企画競争実施委員会

(2) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い者1者を選定する。同点により最高得点者が2者以上ある場合は、委員の協議により、委員長が決定する。

なお、全参加者の技術評価点が基準点(審査員の技術評価合計点の6割)未満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査日

令和8年7月9日(木) ※予定

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合

- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

1 0 協定の締結

交優先交渉権者に選定された者と本市で協議し、協定に係る仕様を確定させる。この場合において、協議が不調となった場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、協定締結の交渉を行う。

1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第7条2号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。
- (5) 不測の事態が発生した場合は、業務の継続など協議をする場合がある。

1 2 問合せ先

担 当 松本市 環境エネルギー部 森林環境課 池田

TEL 0263-78-3003

FAX 0263-78-3942

メール shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp